



令和5年度税制改正大綱 インボイス制度の改正などについて

昨年12月、与党自民党・公明党から令和5年度税制改正大綱が発表されました。

今回の大綱では、周知や理解、事業者の事務手続きの準備が進んでいないためかインボイス制度の改正案が盛り込まれました。そこで多くの事業者に影響するインボイス制度の改正案を中心に、大綱の内容について取り上げてみたいと思います。

消費税のしくみ

改正案の前に、まずは消費税のしくみについて確認してみましょう。

消費税は本来消費者が負担すべきものですが、消費者が直接納税することはありません。消費者から売上代金を受領した事業者が消費者に代わり納税します。例えば110万円（消費税10%込）の売上代金を受領した事業者は、10万円を納税するイメージです。

しかし、実際は納税額10万円ではなく、商品を仕入れたときに支払った消費税を引くことができます。77万円（消費税10%込）の仕入れを行っているときは消費税7万円をすでに負担していることとなりますので、10万円から7万円を引いた3万円を納税します。（仕入れにかかる消費税以外にも、消耗品費や水道光熱費など経費にかかった消費税も引くことが出来ます。経費にかかった消費税も含めて「仕入れにかかる消費税」と呼びます。）

つまり、売上にかかる預かった消費税から、仕入れにかかる支払った消費税を引いた額が納税額となります。（簡易課税制度の説明については、紙面の都合上今回は省略します。）

インボイス改正案1 小規模事業者への経過措置 2割負担

大綱では小規模事業者（年商1,000万円未満）への影響を考慮し、納税額を売上にかかる預かった消費税の20%に軽減する3年間の経過措置が設けられました。先の例でいうと10万円×20%で2万円の納税となります。

これにより小規模事業者は仕入れにかかる消費税を計算することなく、売上の金額だけ把握すれば納税額を算出できることとなります。また、納税負担そのものも軽減されます。

インボイス改正案2 中小事業者への経過措置 事務負担軽減

また、年商1億円以下の事業者に対する6年間の軽減措置があります。

当初インボイス制度では、仕入れの金額に関係なく帳簿だけでなく請求書等（インボイスの登録番号が記載されたもの）を保存することが条件となっていました。改正案により1万円未満の取引については帳簿のみの保存で控除できることになりそうです。

インボイス改正案3 少額な返還についてのインボイス交付義務の見直し

当初インボイス制度では、少額な値引き等（振込手数料料分の値引きなど）についても、返金や返還に対する書類（返還インボイス）を発行することが義務付けられていました。

しかし、事務負担の煩雑さを考慮し、1万円未満の少額な値引き等については、返還インボイスの交付を省略することができることになりそうです。こちらの改正案は、事業者の規模にかかわらずすべての事業者が対象となり、また期間の制限もありません。

その他の改正案1 NISA制度の拡充など

消費税のインボイス制度以外にも、注目すべき改正案がありますのでご紹介します。

一つ目が個人所得税のNISA制度の拡充と恒久化です。非課税とされる上限が引き上げられ、また期間が無期限となりました。数年前老後の2,000万円問題が話題になりましたが、投資を促す内容となっております。

その他の改正案2 生前贈与加算7年間に延長

こちらは相続税の改正案になります。現行制度では、相続があった場合、相続前3年間の贈与については、相続税の計算上贈与がなかったものとして、相続財産に加算されて相続税が計算されます。この3年間の期間が7年間に延長されることとなります。生前贈与は相続税の節税対策として有効ですが、格差の固定化を防ぐことなどが目的のようです。

最後に

インボイス制度がいよいよ10月から始まります。今回の改正案の内容を確認しつつ、税務署に対する届出や経理システムの修正など事前に準備すべきことがあるかと思しますので、お早めにご対応をお願い致します。（ご拝読ありがとうございました。税務上正確でない表現があるかもしれませんが、皆様にお伝えすることを優先しておりますのでご理解頂けますと幸いです。）